

結果的に本則課税が有利でも判断は経営者

簡易課税制度選択を巡る 税理士賠償責任事件

消費税の簡易課税制度を選択すべきかどうか判断を迷うケースは少なくないが、税理士が適用選択を誤り納税者から訴えられることが多い項目の1つでもある。今回の特集では簡易課税制度の選択を巡り税理士賠償責任の有無が問われた事件を2件紹介する。1件目は簡易課税制度を適用しなかったことにより税理士が損害賠償責任を負ったものであり、2件目は簡易課税制度を適用したことによって税額が増えたものの税理士の責任は認められなかったものである。2件目の事件は、会社の売上高の予測は税理士ではなく経営者しかできないとして会社（原告）の請求が棄却されており、会社にとっても参考になる判決内容といえよう。

簡易課税の不適用は善管注意義務違反で税理士敗訴

1件目に紹介するのは、顧問税理士だった被告が簡易課税制度を適用しなかったことが善管注意義務違反（債務不履行）に該当するか否かが争われた税理士賠償責任事件。東京地方裁判所（澤田順子裁判官）は令和3年7月20日、原告である会社の請求を認め、税理士に約71万円を支払うよう判決を下している。以下、詳しくみてみることにしよう。

税理士は租税回避の疑いを晴らすためと主張

本件は、会社（原告）が税務顧問契約を締結していた税理士（被告）に対し、税理士が簡易課税制度を選択せずに確定申告したことにより過大な税額の納付を余儀なくされたとして善管注意義務違反による損害賠償請求権に基づき71万5,500円の支払いを請求した。会社の平成27事業年度の課税売上高は2,250万円であったため、会社が平成28事業年度中に簡易課税制度選択届出書を提出

していれば平成29事業年度の消費税等について、簡易課税制度の適用を受けることができたが、被告の税理士は本則課税により税額を算出した確定申告書を作成。消費税等として182万6,400円を納付したが、簡易課税制度の適用を受けていれば納付すべき税額は111万900円であった。

税理士は、平成28年当時、事業拡大により平成29事業年度の売上総額及び課税仕入総額及び課税仕入総額が増加する蓋然性が十分あったこと、税務当局からの疑いを晴らすため簡易課税制度を選択しないことにつき原告代表者の同意を得たことから、簡易課税制度選択届出書を提出せず、本則課税により税額を算出して確定申告書を作成、提出したものであり、善管注意義務違反はないと主張した。被告のいう税務当局からの疑いとは、原告が業務委託契約を締結している医療法人

(原告代表者の子が理事長)の脱税行為に対する税務調査が行われた際に、税務職員から医療法人から原告への委託料の支払いが租税回避行為とみなされる可能性があるとの指摘を受けたことを指す。被告は、原告の事業を拡大して医療法人からの委託料以外の売上を増加させることなどが必要であると助言し、これを受けた原告代表者は事業を拡大するとともに、簡易課税を選択しないことについて原告代表者の同意を得たとしていた。

本則課税、結果として納税者に不利は明らか

裁判所は、原告は平成27事業年度及び平成28事業年度のいずれにおいても課税仕入れ総額に占める割合がみなし仕入率(50%:原告が営む事業(医療機関等に対する経営コンサルティング業務等)は第五種事業に該当)を大幅に下回っており、事業内容に大きな変化がなければその割合は平成29事業年度においてもほぼ同じとなる見込みであったから、本則課税ではなく簡易課税制度を選択する方が納付すべき税額が減少する見込みであり、被告が行った本則課税による確定申告は、結果として原告にとって不利なものであったことが明らかであるとした。

その上で裁判所は、原告代表者は事業を拡大するとの意向を示したことはないと陳述しており、実際にも平成29事業年度以降、平成28事業年度以前と同様に医療法人からの

受託業務のみを行い、セミナー等の新たな事業を行っていないことなどからすると、平成28年当時、原告の事業拡大の予定があったことを裏付ける事実には当たらないとした。また、原告が租税回避の疑いを晴らすために簡易課税制度を選択しないことが相当であると判断したとの被告の主張について裁判所は、簡易課税制度が適用されるかどうかは基準期間における課税売上高が5,000万円以下であるか否かで判断されるものであり、課税期間の売上総額によって判断されるものではないとし、平成29事業年度の消費税等につき簡易課税制度を選択することが原告の売上総額の現状を維持することを意味し、税務当局の疑いを持続させる結果となるとの被告の主張には合理的な根拠を見出し難いとした。

したがって裁判所は、原告の顧問税理士であった被告は、平成28年当時、原告が簡易課税制度を選択していれば平成29事業年度の消費税等について納付すべき税額を減少させることができる見込みであることについて認識していたと認められることから、被告は簡易課税制度を選択することが原告にとって有利である旨説明し、原告の同意を得た上で簡易課税制度を選択して確定申告すべき義務を負っていたとして被告に簡易課税と本則課税との税額の差額に相当する71万5,500円の損害を被ったとの判断を示した。

東京地裁、売上高の予測ができるのは税理士ではなく経営者

2件目は税理士(被告)が簡易課税制度選択届出書を提出したことが善管注意義務に違反するとして損害賠償が求められた税理士賠償責任事件。東京地方裁判所(西田昌吾裁判官)は令和3年7月5日、仮に売上高等が増

大したことにより本則課税制度を選択していた方が結果として有利だったとしても、それは単なる結果論に過ぎないと指摘し、会社(原告)の請求を棄却している。裁判所は、事業の売上高は事業環境の変化や経営方針に

【表】 善管注意義務違反の有無に対する当事者の主張

原告（会社）	被告（税理士）
<p>被告は、原告から事情聴取や調査等を行い、事実関係を把握し、簡易課税制度の採用が納税額を減少させるか増大させるかを検討するため、原告の業種や実際の仕入れ率について十分な調査をすべきであった。その上で簡易課税制度と本則課税制度の違いなどについて説明すべきであったのに、原告に対し、一切、説明しないまま、消費税簡易課税制度選択届出書を郵送し、記名・押印を求めた。</p>	<p>確定申告において原告の課税売上高が1,000万円を超えたことから、被告は原告代表者に対し、消費税の免税事業者から外れることを伝え、簡易課税制度を選択することにつき、原告代表者と協議した。原告代表者に対し、今後の事業見通しを確認したところ、大きく変わらずに推移するとの話であったから、簡易課税制度を選択した方がよいとの話をし、原告代表者の了解を得た上で届出を行った。</p>

よって大きく変化し得るものであり、それを予測することができるのは経営者である原告代表者であるとしており、会社にとっても注目したい判決内容だ。以下、詳しくみてみることにしよう。

簡易課税選択の翌年以降から売上高が急増

本件は、会社が消費税の簡易課税制度を適用したことにより損害を被ったとして、税理士である被告に対し善管注意義務違反に基づき約413万円の損害賠償請求を行ったもの。原告は平成28年8月期に基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたため消費税等の課税事業者となり、その際に簡易課税制度を適用することとしたが、平成30年8月期の売上高は8,667万5,165円に増加し、消費税等は353万500円となり、原告は本則課税の適用を受けていれば納税額は77万6,000円だったと主張。また、税理士は原告に対し簡易課税制度と本則課税制度の違いなどについて説明すべきであったにもかかわらず、一切説明しないまま消費税簡易課税制度選択届出書を提出したとしている（表参照）。

当時は簡易課税を選択した方がメリットも

裁判所は、原告は平成28年8月期の売上が2,533万1,225円ある一方で仕入額は31万円に過ぎなかったことから、当時の売上を

前提とする限り本則課税制度ではなく、簡易課税制度を選択した方が税務上のメリットがあったと認められるとした。

税額増加でも税理士に責任なし

原告は、平成27年8月期と比べ、平成28年8月期の売上高が飛躍的に増加することは容易に考えられたため、原告の代表者が今後の事業の見通しは大きく変わらずに推移するという話があったとしても会社の売上高等が年によって変動しやすいことは公知の事実であり、特に会社の設立当初においては変動しやすいことも十分考慮した対応が望まれ、簡易課税制度を選択するか検討すべきであったとするが、裁判所は仮に売上高等が増大したことにより本則課税制度を選択していた方が結果として有利だとしても、それは単なる結果論に過ぎないと指摘。事業の売上高は事業環境の変化や経営方針によって大きく変化し得るものであり、それを予測することができるのは経営者である原告代表者であり税理士である被告ではないとの判断を示し、原告の請求を棄却した。

なお、裁判所は、税理士としては今後の事業の見通しは大きく変わらずに推移するという原告代表者の説明を前提として助言すれば足りるとの判断を示している。